

## 自家配合飼料製造支援事業補助金交付要綱

(制定) 令和5年9月25日 5園畜第479号農政部長通知

### 第1 趣旨

この要綱は、飼料用とうもろこし価格高騰の影響を受ける県内の自家配合飼料製造農家等に対し、自家配合飼料用原料とうもろこし購入価格増加分の一部を支援し、畜産農家の負担軽減による経営の安定化を図るため、予算の範囲内で補助金を交付する事業（以下「本事業」という。）について、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 定義

- 1 本事業において「自家配合飼料用原料とうもろこし（以下「自家配用とうもろこし」という。）」とは、以下のいずれかに該当するものをいう。
  - (1) 丸粒とうもろこし（とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号）に基づき、単体飼料用（丸粒）の用途で関税割当を受けて通関されたものに限る。）
  - (2) 単体飼料とうもろこし（関税定率法施行令（昭和29年政令第155号）第6条の単体飼料に該当するとうもろこしに限る。）
  - (3) 魚粉等2種混合とうもろこし（関税定率法施行規則（昭和44年大蔵省令第16号）別表（第2条関係）の4の中段に規定される規格を満たすものに限る。）
- 2 本事業において「調達」とは、購入又は通関のうち、最も遅い時期に行われた行為をいう。

### 第3 事業の内容等

本事業は、自家配用とうもろこしの調達を実施する者（以下「調達者」という。）に対して、自家配用とうもろこしの調達数量（1トン未満切り捨てとする。）に応じた支援金を交付するものとし、補助対象経費及び補助率は別表のとおりとする。

### 第4 交付対象者

- 1 第3の支援金の交付対象となる調達者（以下、「交付対象調達者」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。
  - (1) 次のいずれかに該当する者
    - ア 県内在住者又は法人で、県内に農場を有し、主に畜産業を営む者
    - イ アに掲げる者が議決権の過半数を有する法人等で、製造した配合飼料をアに供給する者
    - ウ ア及びイに掲げる者以外の者であって、第1の趣旨を達成するために知事が特に適当と認めた者
  - (2) 令和4年度及び令和5年度に自家配用とうもろこしを調達し、自家配用とうもろこしを用いて自家配合飼料を製造し、利用又は販売していること。
  - (3) 自家配合飼料製造設備を有していること、若しくは自家配合飼料製造を行う者と製造を委託する契約を締結していること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は支援金の交付対象としない。
  - (1) 県税の滞納がある者
  - (2) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
  - (3) 自家配合飼料製造設備及び自家配用とうもろこしの調達量を把握することができない者

#### (4) その他知事が適当でないとする者

#### 第5 支援金交付対象とうもろこし

第3の支援金の交付対象となる自家配用とうもろこしは、調達者が令和4年4月1日から令和5年3月31日までに調達したものとする。なお、魚粉等2種混合とうもろこしにあっては、とうもろこし以外の原材料の含有量を差し引いた数量を交付対象とする。

ただし、第4の1の(1)のアの者以外の者へ供給した数量分を除く。

#### 第6 支援金交付の手續等

##### 1 支援金の交付申請

支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、自家配合飼料製造支援事業補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1号）（以下、「交付申請書等」という）を作成し、関係書類を添え、知事に提出するものとする。

##### 2 交付の決定及び額の確定

知事は、前項による交付申請書等の提出があったときは、内容を審査の上、支援金の交付について決定及び確定し、その結果を申請者に通知するものとする。

#### 第7 事業の確認

知事は、実施した事業の実績を書類及び現地調査等によって確認することができるものとする。

#### 第8 交付の条件等

##### 1 支援金の交付決定を受けて補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の実施に当たっては、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

(1) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき（遂行が困難になったときを含む。以下同じ。）は、速やかに知事に申請して、その承認を受けること。

(2) この事業に係る帳簿又は証拠書類は、補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。

(3) 前各号に掲げる事項のほか、補助事業の実施に当たりこの要綱、その他法令及び条例の規定を遵守すること。

(4) 第6の2の通知の受領後、県が本事業の実施状況に関する情報を公表することについて承諾すること。

(5) 継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、補助事業者は農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく家畜共済への積極的な加入に努めるものとする。

##### 2 知事は、前項に掲げるもののほか、支援金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

#### 第9 交付決定の取消し

##### 1 知事は、第8の(1)の規定による補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次のいずれかに該当する場合は、第6の2の規定による支援金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けた場合

(2) 支援金交付対象数量を重複して申請している場合

(3) 前号のほか、補助事業に関し、支援金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に違反した場合、又は知事の指示に従わなかった場合

##### 2 知事は、前項の規定による取消し又は変更を行った場合において、既に当該取消し又は変更に係る部分に対する支援金が交付されているときは、期限を付して当該支援金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

#### 第10 取組の実施状況の報告

補助事業者は、令和5年度における自家配用とうもろこしの調達実施状況を令和6年5月31日までに、別添様式第2号により知事に報告するものとする。

#### 第11 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和5年度とする。

#### 第12 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に知事が定める。

#### 附 則

この要綱は、令和5年9月25日から施行する。

## 別表（第3関係）

事業の種類	補助対象経費	補助率
支援金の交付	調達者が令和4年度に調達した自家配用とうもろこしの購入経費	定額 (自家配用とうもろこし 1トン当たり13,200円)

(様式第1号)

令和 年度自家配合飼料製造支援事業補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書

長野県知事 様

申請者 住所  
氏名

令和 年度において、自家配合飼料製造支援事業を実施したいので、下記のとおり申請し、同事業補助金 円の交付について請求します。

記

1 申請者の概要

区分	自家配合飼料製造方法		
主に畜産業を営む者	<input type="checkbox"/>	自ら製造	<input type="checkbox"/>
法人等	<input type="checkbox"/>	製造委託	<input type="checkbox"/>

(注1) 該当する項目にそれぞれチェックを入れること。

(注2) 法人等とは、県内畜産農家等へ供給する目的で自家配合飼料の製造を行い、県内で畜産業を営む者が議決権の過半数を有する者をいう。

2 自家配合飼料製造設備を有していること証する書面

提出書類	確認
1 償却資産課税台帳又は減価償却資産台帳等（写し）、飼料製造設備の写真	<input type="checkbox"/>
2 委託契約書（写し）	<input type="checkbox"/>
3 その他	<input type="checkbox"/>

(注1) 1から3の資料いずれかを提出すること。

(注2) 1の写真は、設備全体像及び製造ナンバー並びに製品名等が判るよう撮影すること

(注3) 添付した資料の確認欄にチェックを入れること。

(注4) その他を選択した場合は、以下に提出書類を記載すること。

その他の場合の提出資料

--

3 令和4年度自家配合飼料利用状況

(1) 自ら飼養する家畜に給与する者

畜種	飼養頭数	自家配合飼料中の とうもろこしの割合 (%)

(2) 配合して畜産農家に供給する法人等

畜種	供給畜産農家数 (うち県内畜産農家数)	自家配合飼料中の とうもろこしの割合 (%)

(注) 畜種ごとに記載すること。

4 令和4年度における自家配用とうもろこしの調達数量

自家配用とうもろこしの種類	令和4年度調達数量 (トン) ①	とうもろこしの配合割合 (%) ②	支援金交付対象数量 (トン) ③=①×②	支援金 (請求額) ③× @13,200 円
丸粒とうもろこし		—		—
単体飼料とうもろこし		—		—
魚粉等2種混合とうもろこし				—
合計		—		円

(注1) 丸粒とうもろこし及び単体飼料とうもろこしについては、令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）調達数量の欄と支援金交付対象数量の欄に同数量を記入すること。

(注2) 魚粉等2種混合とうもろこしにあつては、とうもろこしの配合割合に製造業者が品質表示に記載しているとうもろこしの配合割合を記入し、当該品質表示に係る書面を添付すること。

(注3) 1の申請者の概要で法人等に該当する者にあつては、令和4年度調達数量の欄に県内畜産農家への供給分のみを記入すること。

(注4) 自家配用とうもろこしそれぞれの令和4年度の調達数量が確認できる納品書の写し等及び自家配用とうもろこし調達状況の一覧（別記参考様式）を添付すること。

(注5) 支援金交付対象数量の合計に1トン未満の端数があるときは切り捨てるものとする。

5 自家配合飼料製造設備の種類

製品名（メーカー名）	性能・仕様	製造年月日	製造ナンバー

6 令和5年度における自家配用とうもろこしの調達実績

自家配用とうもろこしの種類	令和5年度の調達実績 又は見込み
丸粒とうもろこし	<input type="checkbox"/>
単体飼料とうもろこし	<input type="checkbox"/>
魚粉等2種混合とうもろこし	<input type="checkbox"/>

(注) 令和5年度に調達を実施又は見込みの自家配用とうもろこしの種類にチェックを入れること。

7 補助金の申請に係る確認

確認項目	確認の有無
1 交付要綱第4の2の(1)及び(2)に該当しない	<input type="checkbox"/>
2 交付要綱第5に掲げる支援金交付対象とうもろこしである	<input type="checkbox"/>
2 支援金交付対象数量を重複して申請していない	<input type="checkbox"/>

8 振込先金融機関名等

金融機関名                      支店名  
預金種類  
口座番号  
口座名義（フリガナ）

9 担当者等

- (1) 担当者名
- (2) 連絡先
- (3) メールアドレス

(別記参考様式) 自家配合飼料製造支援事業 添付書類

1 自家配用とうもろこし調達状況の一覧

商 品 名	購入日(年月日)	数 量	購 入 先
合計		ト	

(注1) 魚粉等2種混合とうもろこしにあつては、商品名欄にとうもろこしの配合割合を記入すること。

(様式第2号)

令和 年度自家配合飼料製造支援事業実施状況報告書

長野県知事 様

申請者 住所  
氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定等通知のあった自家配合飼料製造支援事業について、下記のとおり実施したので、自家配合飼料製造支援事業補助金交付要綱の第10の規定に基づき、実施状況を報告します。

記

1 補助事業者の概要

区分		自家配合飼料製造方法	
畜産農家	<input type="checkbox"/>	自ら製造	<input type="checkbox"/>
法人等	<input type="checkbox"/>	製造委託	<input type="checkbox"/>

(注1) 該当する項目にそれぞれチェックを入れること。

(注2) 法人等とは、県内畜産農家等へ供給する目的で自家配合飼料の製造を行い、県内で畜産を営む者が議決権の過半数を有する者をいう。

2 令和5年度自家配合飼料利用状況

(1) 自ら飼養する家畜に給与する者

畜種	飼養頭数	自家配合飼料中の とうもろこしの割合 (%)

(2) 配合して畜産農家に供給する法人等

畜種	供給畜産農家数 (うち県内畜産農家数)	自家配合飼料中の とうもろこしの割合 (%)

(注) 畜種ごとに記載すること。

3 令和5年度における自家配用とうもろこしの調達数量

自家配用とうもろこしの種類	令和5年度 調達数量 (ト)
丸粒とうもろこし	
単体飼料とうもろこし	
魚粉等2種混合とうもろこし (とうもろこしの配合割合 %)	
合計	

(注1) 令和5年度(令和5年4月1日～令和6年3月31日)調達数量を記入すること。

(注2) 魚粉等2種混合とうもろこしにあっては、とうもろこしの配合割合に製造業者が品質表示に記載しているとうもろこしの配合割合を記入すること。

(注3) 1の申請者の概要で法人等に該当する者にあつては、令和5年度調達数量の欄に県内畜産農家への供給分のみを記入すること。